

新成長戦略

着実に歩みを進める「21 の国家戦略プロジェクト」

2012 年 2 月 28 日

内閣官房国家戦略室

目次

1. 「固定価格買取制度」の導入等による再生可能エネルギー・急拡大
2. 「環境未来都市」構想
3. 森林・林業再生プラン
4. 医療の実用化促進のための医療機関の選定制度等
5. 国際医療交流(外国人患者の受入れ)
6. パッケージ型インフラ海外展開の推進
7. 法人実効税率引下げとアジア拠点化の推進等
8. グローバル人材の育成と高度人材等の受入れ拡大
9. 知的財産・標準化戦略とクールジャパンの海外展開
10. アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の構築を通じた経済連携戦略
11. 「総合特区制度の創設」と徹底したオープンスカイの推進等
12. 「訪日外国人 3,000 万人プログラム」と「休暇取得の分散化」
13. 中古住宅・リフォーム市場の倍増等
14. 公共施設の民間開放と民間資金活用事業の推進
15. 「リーディング大学院」構想等による国際競争力強化と人材育成
16. 情報通信技術の利活用の促進
17. 研究開発投資の充実
18. 幼保一体化等
19. 「キャリア段位」制度とパーソナル・サポート制度の導入
20. 新しい公共
21. 総合的な取引所(証券・金融・商品)の創設の推進

1. 「固定価格買取制度」の導入等による再生可能エネルギー・急拡大

資源に乏しい日本に、新たなエネルギーを生み出します

取組内容

- 再生可能エネルギーの普及・拡大を目的に、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を導入します。この制度により、再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を、一定の価格・期間で電気事業者が買い取ることを義務付けます。
- これに加え、立地に関する規制の見直しや研究開発支援、再生可能エネルギー発電設備の設置に際しての税制優遇などに取り組んでいきます。
- こうした取組により、再生可能エネルギーの導入拡大を目指します。

2010年度実施

2011年度実施

2013年度
までに実施

2020年までの
成果目標

全量買取方式による固定価格買取制度を
軸とする政策パッケージ導入

再生可能エネルギー
関連市場 10兆円

これまでの実績

1. 再生可能エネルギー特別措置法が成立（2011年）

- **再生可能エネルギーの固定価格買取制度**をスタート（2012年7月）

2. 再生可能エネルギー関連技術の研究開発支援を実施

- コスト低下・高性能化等を目指し、太陽光発電、洋上風力発電、バイオマス、海洋エネルギー、蓄電池等に関する技術等の技術開発・実証事業を支援

3. 再生可能エネルギー促進のための各種規制・制度改革を実施

- 大規模太陽光発電設備について、建築基準法の適用を除外（2011年10月）
- 保安規程の作成・電気主任技術者選任が不要となる一般用電気工作物の範囲の拡大（水力発電は2011年3月、太陽光発電は2011年6月）
- 太陽光発電について、敷地に対して設置が可能である生産施設の面積割合の上限を引き上げ（2012年1月）

4. 被災地における再生可能エネルギー設備の導入を支援（2011年11月）

- 福島県における研究開発拠点の整備、浮体式洋上風力発電の実証実験
- 被災地における再生可能エネルギー発電設備の導入補助

今後の取組

1. 固定価格買取制度の着実な施行

2. 規制・制度改革を通じた立地条件の確保

- 風力、地熱、メガソーラーの合理的な立地確保に向けた規制の緩和
- 海洋再生可能エネルギー利用促進のための制度整備方針を検討

3. 再生可能エネルギー関連技術の研究開発支援

- これまでの研究開発に係る取組を継続・強化

【担当府省庁】経済産業省、内閣官房、農林水産省、国土交通省、環境省

2. 「環境未来都市」構想

「誰もが暮らしたいまち」「誰もが活力あるまち」を実現します

取組内容

- 「環境未来都市」構想は、環境・超高齢化対応等未来に向けた技術、まちづくり等で世界トップレベルの成功事例を生み出し、国内外への普及展開を図るものです。
- 環境価値、社会的価値、経済的価値の創造により、「誰もが暮らしたいまち」・「誰もが活力あるまち」の実現を目指します。



これまでの実績

1. 「環境未来都市」11件を選定

- ・「環境未来都市」構想有識者検討会（委員長：村上周三(独)建築研究所理事長）においてコンセプトを検討し、中間取りまとめ（2011年2月）
- ・自治体等より募集を実施し、有識者等で構成される環境未来都市評価・調査検討会による評価等により、**11件**を「環境未来都市」として選定（2011年12月）
- ・選定都市
 - <非被災地域 **5件**>
 - ・北海道下川町 ・千葉県柏市 ・神奈川県横浜市
 - ・富山県富山市 ・福岡県北九州市
 - <被災地域 **6件**>
 - ・岩手県大船渡市、陸前高田市、住田町 ・岩手県釜石市 ・宮城県岩沼市
 - ・宮城県東松島市 ・福島県南相馬市 ・福島県新地町

2. 「環境未来都市」構想の普及展開

- ・「環境未来都市」構想の国内外への普及促進のため、国内外から有識者や国際的ネットワークの代表者等を招き、「**環境未来都市**」構想推進国際フォーラムを開催（2012年2月）

今後の取組

1. 環境未来都市計画の策定

- ・各都市において、有識者等の助言を受け、提案内容をブラッシュアップし、「環境未来都市計画」を策定・事業の実施（2012年3月末）

2. 先導的モデル事業の実施

- ・各都市において、先端的な技術・サービスを複合的に用いる等の先導的な取組を「先導的モデル事業」として実施（2012年3月末）

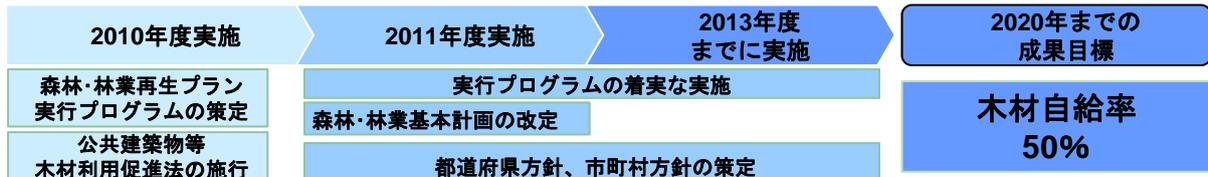
【担当府省庁】内閣官房、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

3. 森林・林業再生プラン

森林・林業を再生し、地域活性化や低炭素社会実現に貢献します

取組内容

- 森林施業の集約化、路網整備、人材の育成、木材利用の拡大等の取組により、
- ・多様で健全な森林の整備を推進するとともに、持続的な森林経営と木材の安定供給体制を確立し、輸入材に対抗できる国内林業の基盤を確立します。
 - ・雇用創出や地域の活性化、低炭素社会の実現に貢献します。



これまでの実績

1. 森林法を改正（2011年4月）し、森林経営計画制度を創設

- ・森林施業の集約化、路網の計画的な整備等を促進するため、自ら森林経営を行う者が策定する**森林経営計画制度**を創設
- ・無届伐採に対する伐採中止命令や造林命令の新設により、適正な森林施業を確保

2. 森林・林業基本計画を策定（2011年7月閣議決定）

- ・森林・林業再生プランの実現に向けた目標や施策を明らかにした、新しい「**森林・林業基本計画**」を閣議決定
- ・2020年：木材供給量の目標 39百万m³、総需要量見通し 78百万m³、木材自給率50%

3. 多様で健全な森林の整備を推進

- ・森林管理・環境保全直接支払制度の導入（2011年度～）により、施業集約化や搬出間伐、路網整備を支援
- ・フォレスター（森林づくりを計画・指導できる技術者）、森林施業プランナー、現場技能者の育成（2011年度准フォレスター研修実績：440人）
- ・林業専用道、森林作業道を指針策定（2011年）し、路網と林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの構築を支援
- ・地球温暖化防止 森林吸収源対策の着実な推進

4. 公共建築物等木材利用促進法を施行（2010年10月施行）

- ・同法に基づく国の機関の計画や、地方公共団体の方針策定に向けて積極的に働きかけ
- ・国産材の加工・流通体制の改革を推進

今後の取組

1. 国有林野事業の一般会計化

- ・国有林の公益的機能のより一層の発揮、森林・林業再生への貢献を図るため、国有林野事業を一般会計化する法案を2012年通常国会に提出予定

2. 東日本大震災からの復興に必要な木材の安定供給

- ・今後増大する木材の復興需要に対応するため「森林整備加速化・林業再生基金」を延長・拡充し、全国規模で木材安定供給体制を構築（2011年11月～）
- ・森林・林業における放射性物質対策の推進

3. 木質バイオマスのエネルギー利用の推進

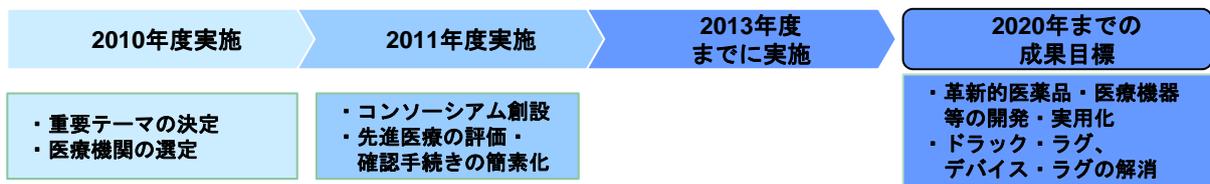
- ・再生可能エネルギーの固定価格買取制度の積極的活用

4. 医療の実用化促進のための医療機関の選定制度等

先端医療等の新たな医療を実用化します

取組内容

- 専門的医療機関を中心として研究費や人材を重点的に投入し、先進医療に対する規制緩和を図ります。また、患者保護、最新医療の治験保持の観点で選定した医療機関において、先進医療の評価・確認手続を簡素化します。
- こうした取組により、
 - ・難治療疾患と戦う患者により多くの治療の選択肢を提供します。
 - ・ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグ（欧米で承認されている医薬品・医療機器が我が国では未承認であって、国民に提供されていない状態）を解消します。



これまでの実績

1. 先進医療の評価・確認手続き等の運用を改善（2011年5月）

- ・必要な患者に世界標準の医薬品・医療機器を迅速に提供すべく、選定された医療機関において実施する先進医療の評価・手続き等の運用の改善に着手

2. 承認審査の迅速化を実現

- ・承認審査体制の強化等により、2010年度の総審査期間（中央値）の目標を達成
 - 新医薬品（通常品目）：14.7ヶ月（目標16ヶ月）
 - 新医療機器（通常品目）：20.5ヶ月（目標21ヶ月）

3. 薬事法の適用範囲を明確化（2011年3月）

- ・医師が主体的に実施する妥当な臨床研究への未承認医療機器の提供等には薬事法の適用がないことを明確化し、医療機器開発を円滑化（「臨床研究において用いられる未承認医療機器の提供等に係る薬事法の適用について」（2010年3月）及び質疑応答集（2011年3月）を公表）

今後の取組

1. 革新的医薬品・医療機器等の開発・実用化を促進

- ・国際水準の臨床研究の実施や医師主導治験の中心的役割を担うとともに、最適な治療法を見いだすための臨床研究を実施する基盤となる、臨床研究中核病院を整備
- ・国民ニーズが高い疾患等に対する医薬品・医療機器等を開発する研究に、研究費を集中的に配分

2. 新たな先進医療の評価・確認手続き等の円滑な施行

- ・先進医療の新たな評価・確認手続きの運用を開始し、医療上必要性の高い未承認の医薬品等の実用化の促進

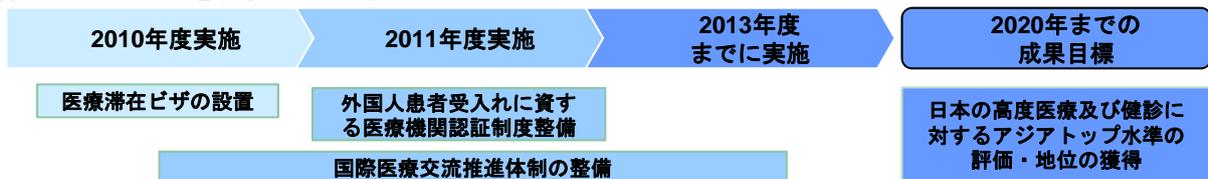
【担当府省庁】厚生労働省、文部科学省、経済産業省

5. 国際医療交流(外国人患者の受入れ)

アジアトップ水準の高度医療・健診を実現します

取組内容

- 外国人患者の受入体制を整備し、アジア諸国などの医療機関等の連携を支援します。
- 医療滞在ビザの運用・見直し、外国人医師・看護師による国内診療を可能とするなどの規制緩和を実施します。
- こうした取組により、
 - ・日本の高度医療および健診に対するアジアトップ水準の評価・地位の獲得を実現することを目指します。



これまでの実績

1. 国際医療交流推進体制を整備

- ・外国人患者の受入れを円滑化するための国際医療コーディネーター事業にかかる環境整備調査、高度医療分野における外国人患者の受入れを指向する国内医療機関のカタログ作成、海外でのプロモーション等を実証的に実施（外国人患者からの主に治療を目的とした訪日問い合わせは、2012年1月時点で約1,100件）

2. 国際医療通訳の育成を強化

- ・高度な通訳能力と医療の知識を有し、国際医療交流において不可欠な人材の育成を目的とした事業を2010年度実施。2011年度より東京外国語大学にて自主事業として運用

3. 医療滞在ビザを創設

- ・我が国での治療等を目的として訪日を希望する外国人患者にとって利便性の高い医療滞在ビザ（最大6ヶ月の滞在期間、必要に応じて数次ビザの発給や同伴者の同行が可能等）を創設
- ・2011年1月から運用を開始し、制度見直しを2012年中に実施予定

4. 外国人患者受入れに資する医療機関認証制度を整備

- ・「外国人患者受入れに資する医療機関認証制度」の開発を行う第三者機関を選定（2011年4月）。2012年度の運用開始に向け、制度設計、業務システム整備等を実施

5. 外国人臨床修練制度を見直し

- ・制度の活用促進に向け、臨床修練許可に関する手続の簡素化を実現（2011年4月）

今後の取組

1. 国際医療交流推進プラットフォームの構築

- ・国際医療交流を指向する国内医療機関、国際医療コーディネーター事業者、医療機器メーカー等による、情報共有及び環境整備事業等の自立的な実施に向けたネットワークを組織化(2012年度中)

2. アジア等新興国の医療機関等との連携支援

- ・国内医療機関や機器メーカー等が主に新興国の医療機関等と自立的かつ継続的な連携を構築するための拠点整備支援を実施(2012年度中)

3. 外国人臨床修練制度のさらなる見直し

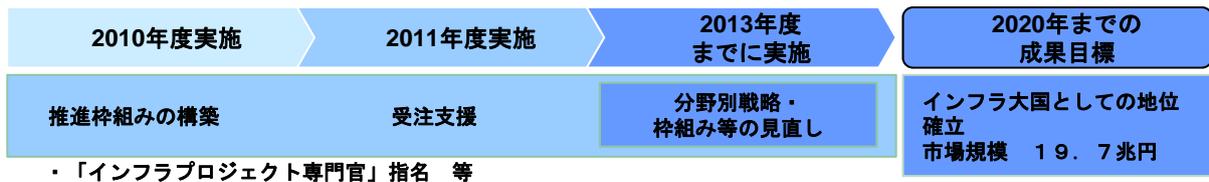
- ・さらなる手続の簡素化、臨床修練許可期間の延長、医療技術の教授及び国際水準の共同研究を目的とした制度活用の容認に向け、できる限り早期に法案提出

6. パッケージ型インフラ海外展開の推進

日本の技術・経験を集約し、オールジャパンで世界を開きます

取組内容

- アジアを中心とする海外の旺盛なインフラ需要に応えつつ、日本の世界最高レベルの環境・省エネ、安全・安心の技術や内外の経験を集約し、「ワンボイス・ワンパッケージ」でインフラ分野の民間企業の取組を強力に支援するための枠組みを整備し、官民連携によりインフラ分野での海外展開を推進します。
- こうした取組により、
 - ・インフラ大国としての地位確立 市場規模19.7兆円を目指します。



これまでの実績

1. 推進枠組みの構築とインフラ受注支援を推進

- ・司令塔としてパッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合を設置
- ・大型案件で我が国への波及効果が高い、今後の類似案件への波及効果が見込まれる等の観点を総合的・戦略的に勘案し、トップセールス等により重要なプロジェクトを推進

<主な成果>

- ・英国高速鉄道案件にて、我が国企業を中心とするグループが優先交渉権を獲得し、契約交渉中
- ・インドネシアの高効率石炭火力発電案件において、我が国企業を中心とするグループが受注
- ・トルコ通信衛星（2機）を我が国企業が受注。ベトナムの地球観測衛星（2機）の調達・宇宙センターの整備に円借款（STEP）供与を決定
- ・ベトナム北部ラックフェン港への円借款（STEP）供与とともに、我が国企業を中心とするグループが運営事業投資許可取得
- ・サウジアラビアにおける上下水道について、日本・サウジ政府間で同分野の協力に関する包括的な覚書を締結

2. 海外情報収集体制を強化

- ・在外公館における「インフラプロジェクト専門官」の指名等による海外の情報収集体制拡充、政府部内における情報の共有化

3. 関係政府機関のファイナンス面での機能を強化

- ・JBIC法の制定による機能強化（先進国向け輸出金融等）及び分離・独立
- ・NEXI貿易保険の強化（現地通貨対応強化等）、JICAの海外投融資再開、円借款の戦略的活用

今後の取組

1. パッケージ型インフラ海外展開の拡充

- ・宇宙や環境配慮型都市（スマートコミュニティ等）を重点分野に追加するとともに、防災等、我が国が国際競争力を持つ分野を更に洗い出す。また、こうした取組と併せて、官民挙げた資源獲得に戦略的に取り組む

2. 受注支援の推進

- ・引き続き重要なインフラ・プロジェクトにつき官民連携で取り組む

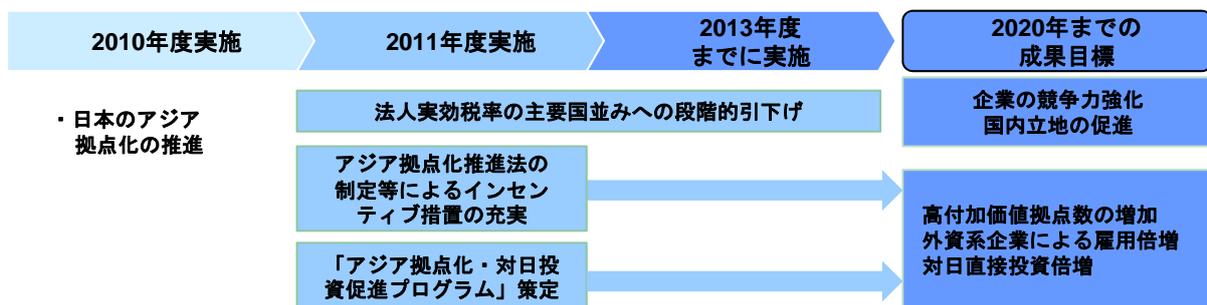
【担当府省庁】 内閣官房、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

7. 法人実効税率引下げとアジア拠点化の推進等

日本を「アジア拠点」として復活させ、企業の国際競争力を強化し、雇用を創出します

取組内容

- 我が国の立地環境の改善や我が国企業の国際競争力強化の観点から法人実効税率を主要国並に段階的に引き下げ、企業の競争力強化、国内立地の促進等を図ります。
- 日本を「アジア拠点」として復活させるため、研究開発拠点やアジア本社の誘致・集積を促すべく、税制措置を含むインセンティブ制度の充実を図るとともに、事業環境・生活環境の整備を図る取組を着実に推進します。



これまでの実績

1. 法人実効税率を5%引き下げる法案が成立（2011年11月）

- ・ 2012年度から法人実効税率5%引下げ（ただし、2014年度までは復興財源確保法（2011年11月成立）による復興特別法人税を付加）

2. 「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」を策定（2011年12月）

- ・ グローバル企業向けの事業環境整備等の施策を取りまとめた「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」を策定

今後の取組

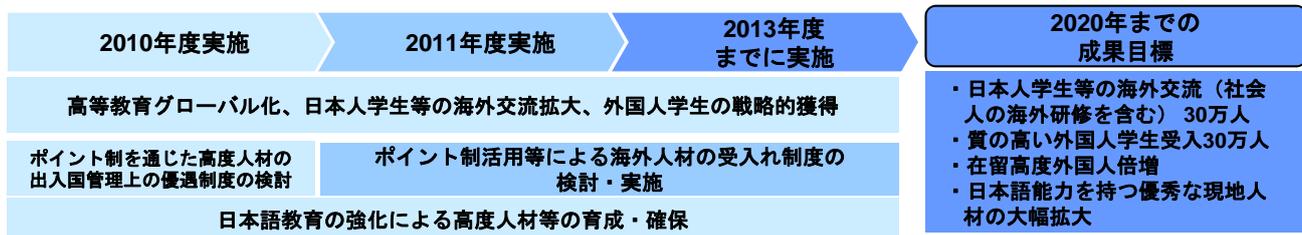
- ・ 「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」を着実に推進すると共に、認定したグローバル企業に対し法人税の20%所得控除等の支援措置を講じる「アジア拠点化推進法案」の早期成立を目指す
- ・ 復興特別法人税課税期間終了後（2015年度以降）において、実効税率の引下げが実現することとなるが、その後も引き続き、雇用と国内投資拡大の観点から、今般の税率引下げの効果や主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、新成長戦略も踏まえ、法人課税のあり方について検討

8. グローバル人材の育成と高度人材等の受入れ拡大

あふれる「知恵」と「人材」を、世界と共有します

取組内容

- 我が国の成長の牽引力となるべき「グローバル人材」の育成と、そのような人材が社会で十分に活用される仕組の構築を目指します。
- 外国高度人材の受入れのためのポイント制（高度人材の特性に応じて学歴、職歴、年収などの項目ごとにポイントを設け、合計が一定点数に達した場合に高度人材と認定し、出入国管理上の優遇措置を付与）導入等を実施します。
- 日本語教育の強化により高度人材等を育成・確保します。



これまでの実績

1. グローバル人材育成のビジョンを策定

- ・「グローバル人材育成推進会議 中間まとめ」を取りまとめ
 - 留学・在外経験を有する者を11万人規模に増加（同一年齢層のうち約10%相当。高校生まで：約3万人、大学生：約8万人）
 - 大学のTOEFL・TOEICの成績等公表、特色あるカリキュラムや授業方法、9月入学や Semester制等を促進
 - 企業の雇用慣行としての「卒後3年以内の新卒扱い」、「通年採用」、「Gap Year」等の普及・促進
- ・企業と大学が従来の産学連携の枠を超えて、具体的なアクションに向けた対話を行う産学協働人材育成円卓会議を設立（2011年7月）

2. 高度人材に対するポイント制を制度設計

- ・「高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度」の検討結果を公表（2011年12月）
- ・国際交流基金によるアジア諸国等における海外日本語講座の展開・運営

今後の取組

1. グローバル人材育成の推進

- ・グローバル人材育成推進会議で引き続き検討（2012年5月頃まで）
- ・グローバル人材育成に係る取組について、政府として支援するとともに、政府・行政関係者、大学等関係者や企業関係者・経済団体等の協働により、社会全体で推進

2. 高度人材等の受入れ拡大

- ・「高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度」の導入により、現行の外国人受入れの範囲内で、経済成長や新たな需要と雇用の創造に資することが期待される高度な能力や資質を有する外国人、すなわち「高度人材」の受入れを促進（平成24年度のできる限り早い時期に開始）
- ・海外における国際交流基金日本語講座の展開・運営。2011年度から拡充計画を開始し、10年後に全世界30カ所程度で年間受講者3万人程度を目指す。
- ・米国における日本語教育・日本研究の強化
（米国の日本語教育・研究機関・講座を緊急支援し、日本外交の重要なパートナーかつ人的資産である米国の知日層形成の基盤を固め、日本の高度人材獲得のための環境整備を行う。）

【担当府省庁】経済産業省、内閣官房、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省

9. 知的財産・標準化戦略とクールジャパンの海外展開

知財戦略・国際標準化戦略、クールジャパン戦略を推進し、我が国産業の国際競争力強化、世界市場の獲得を実現します

取組内容

- 知的財産の取得・活用、国際標準化戦略の策定・改訂、クールジャパン戦略の推進により、
- ・ 我が国産業の国際競争力の再強化を図り、世界市場を獲得します。
 - ・ コンテンツ、ファッション、食、伝統・文化・観光、音楽、これらと一体となった製品・サービス等「クールジャパン」の持つ潜在力を成長に結びつけます。

2010年度実施	2011年度実施	2013年度までに実施	2020年までの成果目標
特定戦略分野における国際標準化戦略策定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際標準化人材の育成 	国際標準獲得のための体制整備強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 議長・幹事国業務の増加、日本発の規格案の増加 	戦略分野における国際標準獲得（インフラ海外展開へ貢献） <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本ブランドへの信頼性回復に向けた取組の強化 ・ 国際共同制作・国内撮影誘致に対するインセンティブ創設 ・ 国際標準獲得により海外展開を拡大 	日本企業の国際競争力強化
クールジャパンの発信、輸出、海外展開等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ クールジャパン番組の海外放送、インターネット配信の強化 			世界のコンテンツ大国の地位確立
知財保護、海外流通規制緩和に対する取組の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ ACTAの交渉妥結 			日本ブランドの浸透、価値向上による世界における競争力強化
知財保護、海外流通規制緩和に対する取組の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ ACTAの早期発効、参加促進 			クールジャパン関連産業市場規模 17兆円

これまでの実績

1. 戦略的な知財マネジメントを展開

- ・ **7つの重点分野**（先端医療、水、次世代自動車、鉄道、エネルギーマネジメント、コンテンツメディア、ロボット）で日本政府として初めて総合的な国際標準化戦略を策定/関係府省の国際標準化への意識が格段に向上
- ・ 料金減免制度を含む特許料や通常実施権の登録対抗制度の見直し等に関する特許法の改正法案が成立/営業秘密の保護強化等に関する不正競争防止法の改正案が成立

2. クールジャパンの海外展開により我が国の魅力を発信

- ・ 国内外でのイベント及び海外メディア活用により、東日本大震災から受けた影響の回復等を推進（2011年12月～）
- ・ 海外向けコンテンツの企画開発への重点投資を行う **All Nippon Entertainment Works(ANEW)** の設立（2011年10月）
- ・ 総合特区法に基づき、ロケ誘致促進を目指す地域活性化総合特区として「札幌コンテンツ特区」を指定（2011年12月）
- ・ **偽造品の取引の防止に関する協定(ACTA)**(仮称)に関し、日本で署名式を実施（2011年10月）するなど、リーダーシップを発揮

今後の取組

1. 国際標準化戦略のバージョンアップ

- ・ 国際標準化戦略をオールジャパンで強力に推進し、7つの重点分野で世界市場を獲得
- ・ 情勢変化を踏まえた新たな課題に対応するため、国際標準化戦略をバージョンアップ予定

2. 具体的な成功例を創出し、国内外へ展開を拡大

- ・ 市場拡大が期待できるアジア新興国などで、コンテンツやアーティストを市場開拓のモデルに選定し、官民を挙げて海外展開を推進
- ・ 札幌コンテンツ特区を重点推進するとともに、新特区申請に向けた取組を支援
- ・ ACTAの早期発効、参加促進により、我が国のブランド品、コンテンツ等の模倣品、海賊版の流通等を防止

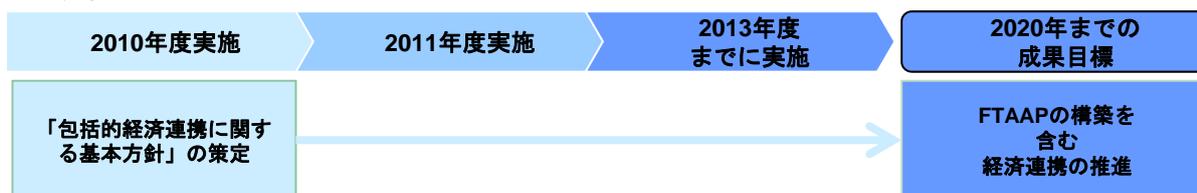
【担当府省庁】 内閣官房、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、関係府省庁

10. アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の構築を通じた経済連携戦略

主要国・地域との高いレベルの経済連携により「強い経済」を実現します

取組内容

- 世界の主要貿易国との間での高いレベルの経済連携の推進、必要となる競争力強化等の抜本的な国内改革の先行的な推進、食料自給率の向上や国内農業・農村の振興との両立を図ります。
- こうした取組により、
 - ・市場として成長が期待できるアジア諸国や新興国、欧米諸国、資源国との経済関係を深化させ、我が国の将来に向けての成長・発展基盤を再構築し、「強い経済」を実現します。



これまでの実績

1. 主要貿易国とのEPA/FTAを推進

- ・ インドとのEPA発効（2011年8月）、ペルーとのEPA発効予定（2012年3月）
- ・ 日豪EPAの推進（2012年2月日豪EPA第14回会合）
- ・ 日中韓FTA共同研究の終了（2011年12月）
- ・ 日モンゴルEPA共同研究の終了（2011年3月）
- ・ 日加EPA共同研究の推進（2012年1月、第4回共同研究会合）
- ・ ASEAN+3、+6に関し、3つの新たな作業部会を設置することで一致（2011年11月）

2. 農業・人の移動・規制改革など国内対策を一体的に実施

- ・ 農業：「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を政府決定（2011年10月）
- ・ 人の移動：「人の移動に関する検討グループ」（2010年11月設置）において、「経済連携協定（EPA）に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ等についての基本的な方針」を策定（2011年6月）
- ・ 規制制度改革：行政刷新会議規制・制度改革分科会において議論（2011年4月に「規制・制度改革に係る方針」を閣議決定）

今後の取組

1. FTAAPの実現

- ・ 日豪・日韓のEPA交渉の推進。日中韓FTA、ASEAN+3、+6の早期交渉開始。日加EPA共同研究の報告書の発表
- ・ TPP（環太平洋パートナーシップ）については、交渉参加に向けて関係国との協議を進め、各国が我が国に求めるものについて更なる情報収集に努め、十分な国民的議論を経た上で、国益の視点に立って、TPPIについての結論を得る

2. 国内対策の一体的実施

- ・ 農業：「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を踏まえて個別の経済連携ごとに検討
- ・ 人の移動：看護師・介護福祉士等の海外からの人の移動に関する課題への更なる取組
- ・ 規制制度改革：非関税障壁を撤廃する観点から規制制度改革を引き続き推進 等

【担当府省庁】 内閣官房、総務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、関係府省庁

11. 「総合特区制度の創設」と徹底したオープンスカイの推進等

地方発の、経済成長エンジンを生み出します 日本の空を世界へ、アジアへ開きます

取組内容

- 総合特別区域を指定し、地域の包括的・戦略的なチャレンジをオーダーメイドで総合的に支援（規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置）を行います。
- 首都圏空港（羽田・成田）の容量拡大を進めつつ、首都圏空港を含むオープンスカイ（航空会社が自由な経営判断で新規路線の開設や増便を行うことができるよう、国際定期便の企業数、路線等の制限を二国間で相互に撤廃すること）を実現するため、東アジア・ASEAN各国をはじめとした世界の主要国との間で航空交渉を推進しています。
- 港湾の「選択と集中」を進め、民間の知恵と資金を活用した港湾運営を実現します。

2010年度実施	2011年度実施	2013年度までに実施	2020年までの成果目標
総合特区法案提出	必要な規制緩和等の実現と各地域の取組の推進		国際競争力・地域力の向上
オープンスカイの枠組みの拡大等	首都圏空港の段階的自由化等		
国際コンテナ戦略港湾の選定	「民」の視点による港湾経営を実施		

これまでの実績

1. 総合特別区域制度を創設・第1次区域を指定

- **規制の特例措置等を定める**総合特別区域法が成立（2011年6月）
- 国際戦略総合特区7箇所、地域活性化総合特区26箇所を第1次指定（2011年12月）
（経済効果等：5年後の経済効果は約9兆円、雇用創出効果は約37万人を期待（指定自治体調査））

2. オープンスカイを推進

- 米国を皮切りに、アジア諸国・地域（韓国、シンガポール、香港等）、カナダ、オーストラリア、英国等の**14カ国・地域**と合意（2012年2月時点）
- 羽田空港の再拡張事業供用開始による容量拡大を機に、国際線発着枠**6万回**（昼間3万回、深夜3万回）を実現し、32年ぶりに本格的な**国際定期便が就航**（2010年10月）。さらに、2011年3月からは、発着枠が**39万回**に増加
- 成田空港で同時平行離着陸方式を開始。発着枠が22万回から**23.5万回**まで拡大（2011年10月）

3. 我が国港湾の国際競争力を強化

- **国際戦略港湾（阪神港・京浜港）**の直轄港湾工事の国費負担率の引上げや港湾運営会社制度の創設等を規定した**改正港湾法**（2011年3月成立）により、我が国港湾の国際競争力を強化

今後の取組

1. 総合特別区域の推進

- 国と地方が協働で、各地域から提案された規制の特例措置等の実現に向けた協議を実施
- 協議の結果に基づいて作成する総合特別区域計画の認定を行い、産業の国際競争力の強化や地域の活性化の実現に向けた取組への支援を実施

2. オープンスカイのさらなる推進

- 欧州やアジア諸国をはじめとした各国との交渉を進め、オープンスカイを推進
- 羽田空港については、最短で2013年度中に見込まれる44.7万回への増枠に際し、昼間時間帯の国際線を、3万回を基本として増枠
- 成田空港については、地元合意を踏まえ、最短で2014年度中に30万回まで拡大

3. 国際戦略港湾政策

- 大阪港・神戸港（阪神港）、東京港・横浜港・川崎港（京浜港）において必要な施設整備や民の視点を導入した港湾運営会社の指定等を実施

12. 「訪日外国人3,000万人プログラム」と「休暇取得の分散化」

観光立国として魅力ある日本を実現します 地域経済の活性化を実現します

取組内容

- 「選択と集中」による効果的なプロモーションの実施等により、2020年初めまでに訪日外国人2,500万人、将来的には3,000万人の達成に向けた取組を進めます。
- ピーク時に依存した需要構造を平準化し、混雑等のために顕在化していない需要を掘り起こすため、地域ブロック別に分散して大型連休を取得する取組など「休暇取得の分散化」を実現します。



これまでの実績

1. 情報の発信と訪日旅行プロモーションを実施

- 東日本大震災以降、政府・自治体・民間一体となった情報の発信
- 海外メディアや旅行会社を日本へ招請(合計約1000名)(2011年5月以降)
- 北京及びバンコクにおいて日本政府観光局と国際交流基金とのワンストップ化を試行的に実施(2011年7月以降)
- ビジットジャパン事業による市場別プロモーションを積極展開(2011年10月以降)

2. 中国人訪日観光ビザ発給件数の増加

- 訪日観光にビザが必要な国の中で最も訪日客数が多い中国では、ビザ発給件数が増加
団体観光ビザ発給数 2004年 約6万4千件 →2011年 約30万件 (12月末までの暫定値) に増加
個人観光ビザ発給数 2009年 約7千件(7月～) →2011年 約7万5千件 (12月末までの暫定値) に増加

3. 休暇取得の分散化に関する国民的コンセンサス形成に向けた普及啓発を実施

- 経済界・労働界・教育界等をはじめとする幅広い関係者との意見交換等を行い、国民的コンセンサス形成に向けた普及啓発を実施
- 企業における有給休暇取得促進と学校休業日の柔軟な設定により、大人と子どもの休みのマッチングを行う「家族の時間づくり」プロジェクトを10地域99校で実施(2011年度)

今後の取組

1. オールジャパンによる訪日プロモーションの実施

- 海外消費者の趣向に則した、より機動的・効果的なプロモーション手法の追求
- 観光庁・日本政府観光局のみならず、在外公館をはじめとする関係省庁、地方公共団体、経済界との連携強化によるオールジャパンによる強力な訪日プロモーション体制の実現
- 専門性の高い職員からなる日本政府観光局海外事務所の体制を強化し、海外現場レベルでの情報収集・営業活動を強化

2. 休暇改革の推進

- 休暇を取得しやすい職場環境の整備や、子どもの休みの多様化・柔軟化など、休暇に対する国民意識の変革に向けた取組を推進
- 大型連休を地域別に分散して設定する休暇取得の分散化の本格実施について、震災後の国民生活・経済活動等への影響及び国民的コンセンサスの状況を踏まえて引き続き検討

13. 中古住宅・リフォーム市場の倍増等

住宅投資を活性化し、安定した経済成長を実現します

取組内容

- ・ストック重視の住宅政策への転換に必要な、市場環境の整備、規制緩和等を実施します
- ・「作っては壊す」社会からの転換を図るための質の高い住宅の供給を促進します
- ・内需拡大の経済成長を実現するための住宅・不動産市場の活性化を促進します



これまでの実績

1. 質の高い住宅の供給を目的とした施策を展開

- ・住宅エコポイントを再開し、被災地の復興支援とともに住宅市場の活性化と住宅の省エネ化を推進
- ・フラット35Sにより省エネルギー性が優れた住宅を取得する場合の当初5年間の金利引下幅を拡大
- ・長期優良住宅に係る認定制度（2009年6月施行）に基づき、税制・融資の優遇措置や補助制度の適用など、新築住宅における長期優良住宅の普及を促進
- ・社会資本整備総合交付金により、住宅の耐震化を支援

2. 建築基準法の見直しに向けた取組を展開

- ・建築確認手続き等について運用改善を実施し、鉄筋コンクリート造の建築物等の構造基準の合理化や建築確認・審査手続きの合理化等を実現（2010年6月：第一弾、2011年5月：第二弾）

今後の取組

1. 中古住宅・リフォームトータルプランの策定、中古不動産流通市場整備・活性化の取組を推進

2. 住宅の省エネ化や長期優良住宅認定制度の普及促進等を通じ、質の高い住宅の供給を推進

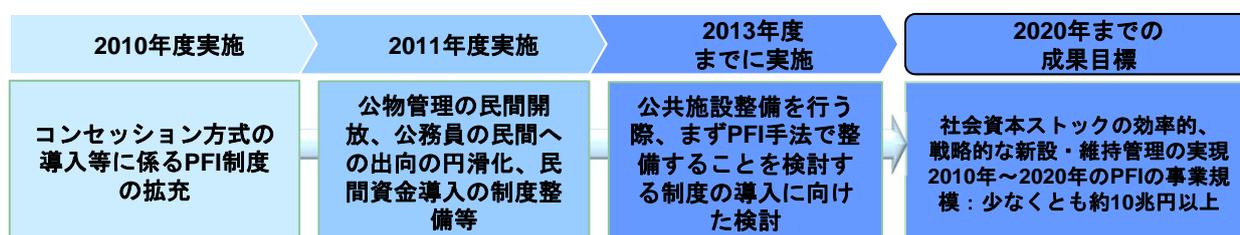
3. 建築法体系全体の見直しに向けた基本的視点の整理

14. 公共施設の民間開放と民間資金活用事業の推進

社会資本の整備・管理に民間の資金や能力を活用します

取組内容

- 国・地方ともに厳しい財政状況の中で、社会資本の整備・管理においても、民間の資金や創意工夫を最大限活用する必要があることから、公共施設等運営権の導入等、PFI（民間資金等活用事業）制度の拡充を実施しました。
- こうした取組により、
 - ・財政状況の厳しい中、必要な社会資本整備や既存施設の維持・更新需要に対応します。
 - ・民間の事業機会を創出することを通じて、経済の活性化を図ります。



これまでの実績

PFI制度の大幅な拡充を内容とするPFI法改正が成立(2011年6月)

- 公的賃貸住宅、船舶・航空機等、人工衛星をPFIの対象施設として追加
- 民間事業者による提案制度を導入し、民間の創意工夫の一層の活用を図るため、民間事業者によるPFI事業の提案について制度化
- 公共施設等運営権制度を導入し、公的主体が所有する公共施設等について、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供
- 民間資金等活用事業推進会議（会長：内閣総理大臣）を創設し、政務主導の推進体制を整備

今後の取組

官民連携によるインフラファンド（(株)PFI推進機構）の設立

- 官民連携によるインフラファンドの機能を担う(株)民間資金等活用事業推進機構の設立に必要な改正を内容とするPFI法改正法案を閣議決定(2012年2月)
- 独立採算型等のPFI事業に対する金融支援等を実施することにより、財政負担の縮減や民間の事業機会の創出を図り、我が国の成長力強化に寄与

15. 「リーディング大学院」構想等による国際競争力強化と人材育成

「知恵」と「人材」を生み出し、世界をリードします

取組内容

- 天然資源に乏しい我が国にとって、唯一の競争力の源泉である「知恵」と「人材」を持続的に生み出すため、「リーディング大学院の構築」等を国家戦略として強力に推進、科学技術力で今後も世界をリードします。
- こうした取組により、以下の実現を目指します。

- ・特定分野で世界トップ50に入る研究・教育拠点を100以上構築
- ・理系博士課程修了者の完全雇用と社会での活用



これまでの主な実績

1. 「リーディング大学院」の構築支援を開始(2011年11月)

- ・俯瞰力・独創力を備え、産学官にわたリグローバルに活躍するリーダーを養成する「リーディング大学院」の構築を支援する「博士課程教育リーディングプログラム」を開始(2011年21件採択)

2. トップレベル頭脳循環システムを構築

- ・「世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)」において、新たに1拠点を採択(2010年7月)し、現在6拠点で活動中。また、頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣事業を開始(2011年4月)
- ・国家基幹技術であるX線自由電子レーザー施設「SACLA」では、世界最短波長X線レーザーの発振成功し(2011年6月)、京速コンピュータ「京」では、世界最高水準の性能目標である10ペタフロップス(1秒間に1京回の計算性能)を達成(2011年11月)

3. つくばイノベーションアリーナ(TIA)ナノテク拠点を形成(2011年2月)

- ・産学官の叡智を結集したオープンイノベーション拠点におけるアクションプランとして「TIA中期計画」を決定

4. テニユアトラック普及・定着事業を開始(2011年4月)

- ・テニユアトラック制(若手研究者が厳格な審査を経てより安定的な職を得る前に、任期付きの雇用形態で自立した研究者としての経験を積むことができる仕組み)を実施する大学等を支援することで、現在までに646名のテニユアトラック教員が採用され、充実した研究環境で優れた研究成果を創出

5. 産業技術総合研究所を活用したイノベーション創出人材育成(2011年4月)

- ・(独)産業技術総合研究所ポスドク研修生全員の民間企業でのOJT(On-the-Job Training)を実施

今後の主な取組

1. 更なる「リーディング大学院」の構築

- ・「博士課程教育リーディングプログラム」の新規採択を行い、「リーディング大学院」の構築支援を充実

2. トップレベル頭脳循環システムの構築

- ・WPIにおいて先鋭な領域に焦点を絞った取組で世界随一に躍り出る新たな3拠点程度を公募。「京」及びこれを中核としたHPCI(2012年秋供用開始予定)や、「SACLA」(2012年3月供用開始)・「SPRING-8」・「J-PARC」といった最先端量子ビーム施設等においては安定運転を確保しつつ研究環境の充実を図るとともに、先導的な成果創出に向けた利用研究開発を重点的に推進

3. つくばイノベーションアリーナナノテク拠点(TIA)の形成

- ・「世界的産学官連携研究センター」等を構築し国内外の産学官と連携した研究開発及び人材育成を推進

4. テニユアトラック普及・定着事業の推進

- ・テニユアトラック制の教員の割合を、全大学の自然科学系の若手新規採用教員総数の3割相当とすることを目指し、テニユアトラック普及・定着事業を通じ、制度の普及・定着を図る

16. 情報通信技術の利活用の促進

情報通信技術革命を徹底し、国民の暮らしや生活を豊かにします

取組内容

- 個人情報保護を確保した上で、異なる行政分野等の情報連携を通じ国民本位の電子行政を実現する基盤として「国民ID制度」を整備します。
- 情報通信技術の利活用を阻害する制度・規制等を徹底的に洗い出します。
- 2015年頃を目途に、全ての世帯でのブロードバンドサービスの利用を目標とする「光の道」構想に、引き続き取り組みます。
- こうした取組により、
 - ・2020年までに50%以上の地方自治体において公平で利便性が高い電子行政を実現します（政府は2013年まで）
 - ・主要な申請手続や証明書入手を週7日24時間ワンストップで行うため、2013年までに、コンビニ等の端末を通じて国民の50%以上が利用できるようにします



これまでの実績

1. 電子行政推進に関する基本方針を策定（2011年8月）

IT戦略本部において、「電子行政推進に関する基本方針」を策定し、電子行政の取組を強力に推進する政府の司令塔としての政府CIO制度の役割、基本設計等について、検討の方向性を整理

2. 規制・制度改革の対処方針を策定（2011年8月）

IT戦略本部において、「情報通信技術利活用のための規制・制度改革に係る対処方針」を策定し、電子行政、医療、教育等に係る計36項目の規制・制度を見直し

3. 「光の道」構想実現のための関連法を改正（2011年5月）

「光の道」構想（2015年頃を目途に全ての世帯でブロードバンドサービス利用を目標とする構想）の実現に向けて、未整備地域における基盤整備の推進及び競争政策の推進のため、**電気通信事業法等関連法の改正法**が成立

今後の取組

1. 国民ID・電子行政の推進

- ・ITを活用した情報連携の仕組みを活用した新たな行政サービスを推進（2012年6月を目途にロードマップを取りまとめ）
- ・マイポータル等の民間活用の検討を推進（2012年6月を目途にロードマップを取りまとめ）

2. 行政キオスク端末のサービス拡大

- ・行政キオスク端末（行政機関や店舗等に設置され、各種証明書の交付、手続等の行政サービスを利用できる情報端末設備）の導入自治体、設置場所、サービスメニューを拡大（2013年までに国民の50%以上が利用可能とする）

3. 医療情報化の推進

- ・「どこでもMY病院」構想の実現、シームレスな地域連携医療の実現、レセプト情報等の活用による医療の効率化に関して、具体化に向けた検討や実証事業等を引き続き実施

17. 研究開発投資の充実

科学技術イノベーション先進国として世界をリードします

取組内容

- 研究開発投資を第4期科学技術基本計画に沿って拡充するとともに、効果的、効率的な技術開発を促進するための規制改革や支援体制の見直し、官民連携の強化、民間研究開発投資への税制優遇措置など研究開発投資の促進に向けた各種施策を検討・実施する。また、国民の理解を得られるよう、予算の「選択と集中」を強化し、重複の排除や透明性の向上を徹底するなど、科学技術予算編成プロセスを抜本的に改革します。
- こうした取組により、科学技術イノベーション先進国としての地位を保持し、各国との協力の下、地球規模問題の解決等に貢献します。

2010年度実施

2011年度実施

2013年度
までに実施

2020年までの
成果目標

・政府の関与する研究開発投資の第4期科学技術基本計画に沿った拡充
・研究開発投資の促進に向けた各種施策（研究開発税制等）の検討・実施

官民合わせた研究開発投資GDP比4%以上の達成

これまでの実績

1. 第4期科学技術基本計画を閣議決定（2011年8月）

- 平成23年度～27年度の新たな第4期科学技術基本計画を策定。官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上、政府研究開発投資を対GDP比1%、総額約25兆円とするとの目標

2. 科学技術関係予算編成プロセスを改革（2010年～）

- 総合科学技術会議が国として最優先で取り組むべき課題を「科学技術重要施策アクションプラン」として提示する仕組みを導入。科学技術関係施策の重点化、各府省の連携強化による効率化、及び施策の立案過程の一層の透明化

今後の取組

1. 科学技術イノベーションを強化し、我が国の喫緊の課題を解決

- 第4期科学技術基本計画に沿って科学技術イノベーション政策を推進することで、震災からの復興再生、エネルギーの安定確保と両立した低炭素社会の実現と気候変動問題への対応、世界最速の高齢化への対応といった、我が国が抱える喫緊の課題の解決（2015年度まで）
- 多様で幅広い関係者が参画するプラットフォームとして「科学技術イノベーション戦略協議会（仮称）」を設置し（2012年）、我が国が抱える課題の解決に向けた将来ビジョンを共有、その実現に向けた戦略を策定する。策定した戦略は、科学技術重要施策アクションプラン等を通じて実現を目指す

2. 科学技術イノベーション戦略本部により、研究開発投資の重点配分を実現

- 総合科学技術会議を改組し、企画立案、各省間の調整等の司令塔機能を強化した「科学技術イノベーション戦略本部（仮称）」の可能な限り早期の設置を目指す

【担当府省庁】内閣府、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、関係府省庁

18. 幼保一体化等

良質な成育環境を保障し、子どもの笑顔あふれる社会を実現します

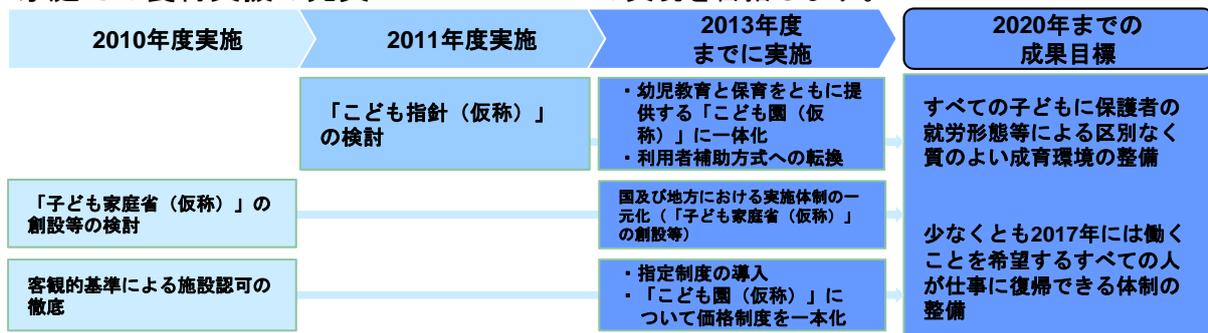
取組内容

○子ども・子育て新システムにより、指定制度を導入し、多様な事業主体の保育事業への参入を促進するとともに、学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付（仮称）を創設し、財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図ります。また、学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合こども園（仮称）を創設します。

○こうした取組により、

- ・ 質の高い学校教育・保育の一体的提供
- ・ 保育の量的拡大
- ・ 家庭での養育支援の充実

の実現を目指します。



（※上記は、新成長戦略工程表の概要であり、今後「社会保障・税一体改革大綱」等を踏まえて、所要の改訂を実施）

これまでの実績

1. 幼保一体化等に関する具体的制度設計をとりまとめ

【子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ（2012年2月）の内容】

- ・ すべての子どもの健やかな育ちと、結婚・出産・子育ての希望がかなう社会を実現するため、給付システムの一体化と施設の一体化の両面から幼保一体化を推進し、質の高い学校教育・保育の一体的提供、保育の量的拡大及び家庭における養育支援を充実
- ・ そのため、指定制度を導入し、客観的基準を満たした施設及び多様な保育事業への財政措置を行うこと等により、多様な事業主体の保育事業への参入を促進し、質の確保された保育の量的拡大を実施
- ・ 併せて、学校教育・保育に係る給付を一体化した「こども園給付（仮称）」を創設し、学校教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図るとともに、新たに学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する「総合こども園（仮称）」を創設
- ・ なお、国における所管についても、省庁再編の際に実現を目指す子ども家庭省（仮称）の基盤となる組織体制として、新システムにおける権限を、内閣府特命担当大臣の下で適切に実施するための体制を整備し、新システムの一元的な実施体制を担保

今後の取組

1. 税制抜本改革とともに所要の法案を2012年通常国会に提出

- ・ 税制抜本改革とともに2012年通常国会に関連法案を提出

2. 恒久財源を得て早期に本格実施

- ・ 子ども・子育て新システムは恒久財源を得て早期に本格実施を行うが、その具体的な期日については、消費税の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に要する一定の期間も考慮して、検討。
- ・ 法案成立後、2013年度を目途に子ども・子育て会議（仮称）の設置や国の基本指針の策定など可能なものから段階的に実施

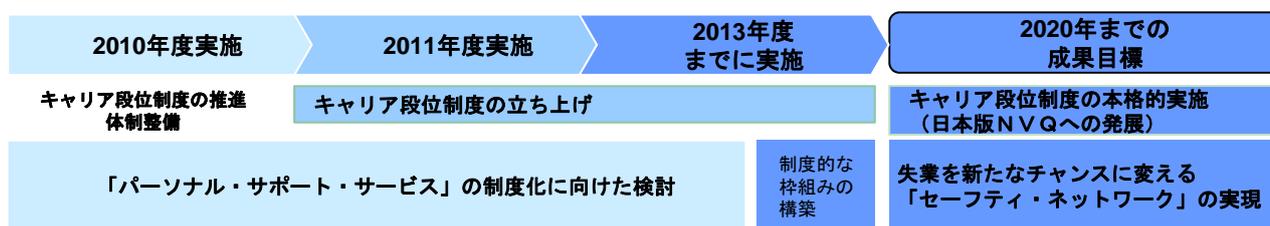
【担当府省庁】内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省

19. 「キャリア段位」制度とパーソナル・サポート制度の導入

成長分野における人材の育成・確保を実現します／長期失業などの困難を抱える方々への寄り添い型の支援の実現を目指します

取組内容

- 成長分野における人材の育成・確保を図るため、実践的な職業能力を「わかる（知識）」と「できる（実践的スキル）」の両面から評価して、7段階のレベルで認定する（キャリア段位制度）とともに、この評価基準等に照らした人材の育成、労働移動を促す仕組みの構築を目指します。
- 「パーソナル・サポート・サービス」の制度化により、失業や健康をめぐる問題などの様々な生活上の困難に直面している方に対し、「パーソナル・サポーター」が当事者の状況にあわせて寄り添い型支援を行います。



これまでの実績

1. キャリア段位制度を構築中

- 介護人材、カーボンマネジャー及び食の6次産業化プロデューサーの各分野を対象として、実践的な職業能力の評価の基準、育成プログラム等を作成中
- **3分野**（介護人材、カーボンマネジャー及び食の6次産業化プロデューサー）で実証事業を実施

2. パーソナル・サポート・サービスモデル・プロジェクトの実施

- **全国19地域**においてパーソナル・サポート・サービスモデル・プロジェクトを実施
- 「パーソナル・サポート・サービス検討委員会」において制度化に向けた課題を検討

今後の取組

1. 2012年度からキャリア段位制度のレベル認定を開始

- キャリア段位制度を被災地において先行的、重点的に立ち上げ、レベル認定を行う

2. パーソナル・サポート・サービスの制度化に向けた検討

- モデル・プロジェクトについて、新たな地域を加えた全国27地域において、社会的排除リスクの高い者を幅広く対象としたプロジェクトとして継続発展させるなど、引き続きパーソナル・サポート・サービスの制度化に向けた検討を行う

【担当府省庁】内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、環境省

20. 新しい公共

全ての国民に「居場所」と「出番」のある社会を実現します

取組内容

- 官だけでなく、市民、企業、NPO法人、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」を推進します。
- こうした取組により、全ての国民に「居場所」と「出番」が確保され、様々な主体が「公」に参画する社会を再構築することを目指します。

2010年度実施

2011年度実施

2013年度
までに実施

2020年までの
成果目標

官が独占していた領域を公に開き、ともに支え合う仕組みを構築

資金の流れを変え、国民が支える公共を構築

「新しい公共」への参加割合の拡大
26%（2010年）→約5割

国民の自発的な寄附の流れを
GDP比5～10倍増

これまでの実績

1. NPOへの寄附金に係る寄附税制を拡充（2011年6月）

- 認証制度の見直しや財政基盤確立のための措置等を内容とする**特定非営利活動促進法を改正**
- NPO法人の要件緩和や認定NPO法人及びこれと同様の基準を満たした公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人への寄附金に係る税額控除の導入等を内容とする寄附税制を拡充

2. 新しい公共の取組を支援（新しい公共支援事業）

- 各都道府県に交付金を配分し、各都道府県に設置する基金を用いて、NPO等の活動基盤整備や寄附募集の支援等を行うとともに、NPO、地方公共団体、企業等が協働する取組を支援
- 東日本大震災被災地域等において、**被災3県の基金を積み増し**、「新しい公共」の担い手による支援拠点の整備、地域づくりなどを支援

今後の取組

1. 「新しい公共」の担い手による実際の活動の後押し

- 新たな寄附税制や改正NPO法の円滑な施行・周知に向けた取組を推進
- 拡充された寄附税制等の中で、「新しい公共」の担い手による実際の活動の広がり状況を確認するとともに、その広がりを制約している条件がある場合は、その是正策を検討
- 「新しい公共」円卓会議及び「新しい公共」推進会議の提案に対する「政府の対応」を着実に実施していくためのフォローアップ
- 全国における「新しい公共」の活動事例についての情報発信

2. 新しい公共支援事業の実施

- 新しい公共支援事業を引き続き着実に実施することにより、「新しい公共」の担い手の自立的活動を後押しし、「新しい公共」の拡大と定着を図る

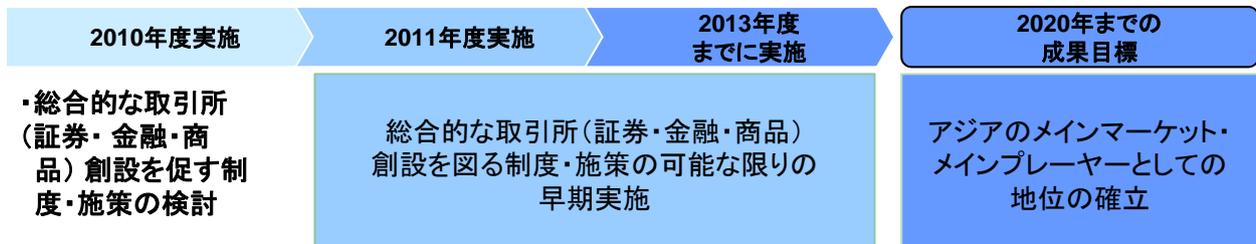
【担当府省庁】内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

21. 総合的な取引所(証券・金融・商品)の創設の推進

証券・金融・商品を一つの取引所で扱えるよう制度を整備します

取組内容

- 証券・金融、商品を扱う取引所が別々に設立・運営されているという現状を踏まえ、2013年度までに、この垣根を取り払い、全てを横断的に一括して取り扱うことのできる総合的な取引所創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施を行います。
- 総合的な取引所においては、市場としての機能を再生・発展させるため、投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとし、「国を開き」、世界から資本を呼び込む市場を作り上げるための具体的な対応をできるだけ速やかに実行することにより、アジアの資金を集め、アジアに投資するアジアの一大金融センターとして「新金融立国」を目指します。



これまでの実績

1. 総合的な取引所検討チームを発足(2010年10月)

- 中間整理を2010年12月にとりまとめ。①取引所(システムを含む)、②清算機関(決済を含む)、③規制・監督、④税制(損益通算制度の導入、申告分離課税、総合課税などの課税方式の一元化を含む)、⑤更なる規制改革、について論点を提示

2. 総合的な取引所検討チーム取りまとめの公表(2012年2月)

- 総合的な取引所の実現に向けた制度の整備等の内容を取りまとめた「総合的な取引所検討チーム取りまとめ」を2012年2月に公表

今後の取組

2012年の通常国会に所要の法案を提出

【担当府省庁】金融庁、農林水産省、経済産業省